

認定経営革新等支援機関・金融機関・信用保証協会
が連携して、企業の成長をバックアップ！

税理士連携型短期継続保証「TGC」

税理士連携型手貸極度保証「極TGC」

資格要件

国が認定する経営革新等支援機関である税理士または税理士法人（以下、「認定支援税理士」と連携し、経営課題の解決に取り組み、下記要件に該当する事業者

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①
(いずれか) | 直近決算および青色申告が債務超過でない
(個人:貸借対照表を作成している事業者)
認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画書により早期に債務超過の解消見込みがある |
| ②
(いずれか) | 直近決算において経常利益を計上していること
(個人:青色申告特別控除前所得金額が300万円以上)
認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画書により早期に経常赤字の解消見込みがある
(個人:青色申告特別控除前所得金額が300万円以上の見込み) |
| ③ | 原則として、既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していない |
| ④ | 税理士または税理士法人と顧問契約を締結後1年以上経過している |
| ⑤ | 税理士または税理士法人の支援を受けつつ、自ら事業計画書を策定している |
| ⑥ | 税理士または税理士法人が月次管理を行っている |

主な概要

保証限度額	8,000万円 ※ ただし、原則として月商の2倍の範囲内
保証期間	1年以内(更改により継続可)
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	0.35~1.80%
担保	不要

※ 継続時において、一過性の要因で要件を満たさない場合、事業計画等で改善の見込みがある場合には、継続が可能。

【添付書類】

所定の申込書類の他、以下の書面の添付が必要です。

- (1) 事業計画書(申込人が策定したもの)
- (2) 税理士連携型短期継続保証(TGC)に係る「推薦書」
または、税理士連携型手貸極度保証(極TGC)に係る「推薦書」
- (3) 業況報告書(継続時のみ)
- (4) 税理士法第33条の2第1項の規定による書面添付が確認できる資料(継続時のみ)